

農業信用保証保険制度の 継続的安定的運営に向けて

独立行政法人農林漁業信用基金
副理事長

深水 秀介



「基金 now」をご覧の皆様、日頃より農林漁業信用基金の業務運営に対して御理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

今回は農業信用保証業務に関して、今後ともサービスを安定的に提供し続けるために重要と思っていることについてお話させていただきます。

昨今我が国の農業は、持続的な成長を通じて、食料安全保障の強化という国民生活上の大きな命題に込めていくことが一層強く求められてきています。

しかしながら、農業経営は、一般的に自然条件に左右されやすいことのほか、資本の回収に長期間を有するという特質を有しており、その信用力の補完が不可欠となっています。

また、足下の情勢としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化するとともに、ウクライナ情勢等に端を発して肥料、飼料などの農業資材価格が高騰を続け、農業経営にも大きな影響が及んでおります。

こうした中で、農業信用保証保険制度が今後とも農業経営の維持発展に大きな役割を果たしていくべきものと考えております。

一方、我が国の農業は、農業信用保証保険制度の発足の当時とは様相が大きく変わってきています。

農業の構造において、経営の大規模化が進み、法人経営体が増加してきております。これに対応する形で融資・保証も高額になる傾向が見られるところです。また、経営のあり方も多様化してきています。

こうした変化を踏まえつつ、スマート農業や、グリーン化などに伴う新たな農業の資金ニーズに対しても適確に応え、持続的かつ安

定的に農業信用保証保険サービスを提供していくためには、個々の農業経営体の財務状況、経営状況について適切に把握し、それぞれの信用リスクを踏まえた保証・保険の引受けを行うことが極めて重要となってきています。

また、制度の趣旨に照らせば、保証保険を引き受けた案件については、その農業者の経営が維持・発展できるようにしていくことが重要であると考えられます。そのためには、償還の確実性を高め、代位弁済に至る事態をできる限り回避していくことが重要であり、そのためにも、よりきめ細やかな期中管理を行っていくことが重要と考えています。

さて、農林漁業信用基金は、この令和4年度が、主務省から示される5年間の中期目標期間の区切りの年となっています。

主務省から、次の5年間の当基金のあるべき姿である「中期目標」が年度内に示され、これを受けて、農林漁業信用基金として中期目標によって求められている社会的な役割を十分に果たしていけるように「中期計画」「年度計画」を来年3月末までに作成していくことが求められております。

先ほど申し述べた農業信用保証保険制度運営の環境や、農業信用保証保険制度において求められている使命も意識して、今後しっかりと検討し、来年度以降これら計画の達成に向けて取り組んで参りたいと考えております。

制度の運営に当たっては、関係者の皆様の御理解御協力が何よりも重要でありますので、今後とも農林漁業信用基金に対する御支援をよろしくお願いいたします。